平成２７年（フ）第６４９号
現住所秘匿、前住所北海道江別市一番町10番地の38
債務者　三塚　　貴
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
金沢市円光寺本町12番１号　北島マンション302号、従前の住所金沢市桜町10番44号
債務者　増山由里香
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩野美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月５日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
石川県小松市矢田野町り一132　西井裕俊方、住民票上の住所石川県白山市鶴来本町４丁目千目42番地
債務者　廣瀬　徳一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９７号
茨城県ひたちなか市烏ケ台1859番地33
債務者　磯崎　裕久
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
福井市渡町680番地、旧住所福井市グリーンハイツ９一186
債務者　平内　律子（旧姓錦織）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
さいたま市見沼区島町909番地13
債務者　志村　浩司
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
静岡市葵区長沼２丁目３番22一605号
債務者　桑田　光三
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７６号
北海道河東郡音更町木野東通２丁目10番地１大土第一マンションD
債務者　中川　佳織
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　悠介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２号
岩手県一関市字北矍鑼２番地６　根岸荘２一1
債務者　菊池　　清
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１０９号
函館市美原３丁目53番22号　レジデンス美原１一B
債務者　山内　　歩
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１１号
北海道瀬棚郡今金町字今金164番地の７
債務者　菅原　千鶴（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
三重県伊勢市船江１丁目２番46号　ポレスター船江203号
債務者　高嶋佐知子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５２６８号
大阪府東大阪市御厨中１丁目11番10号
債務者　小泉元気こと　崔　　元気
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９０号
大阪府門真市三ツ島２丁目２番28号　ハピネスさつきの里、前住所大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目22番14号
債務者　寺西　辰子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４６号
大阪市西成区南津守３丁目３番17号　タイガーベア404号
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４７号
大阪府吹田市江の木町20番29号
債務者　稲岡　桂子（旧姓島）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１９号
大阪市北区長柄東１丁目５番21一201号、前住所大阪市北区長柄東１丁目２番12一701号
債務者　荒川　理世
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部